

呉市次期ごみ処理施設整備事業に係る 環境影響評価準備書に対する知事意見

1 全体的事項

- (1) 環境影響評価書の作成に当たっては、調査・予測・評価の結果を可能な限り定量的に示すこと。また、環境保全措置の内容を具体的に記載すること等により、住民にとってわかりやすい内容にすること。
- (2) 最新の事業計画や地域概況の更新等、環境影響評価準備書及びその要約書に記載がある内容の変更については、評価書において変更・追記すること。
- (3) 「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方」（平成24年3月、環境省総合環境政策局環境影響評価課）や「環境アセスメント図書の制度的公開について」（2023年5月8日_環境アセスメント学会）の提言を参考に、インターネットでの公表を行う等、利便性の向上に努めること。
- (4) 現状においても環境基準が超過している項目が存在する。今後の検討においては、環境保全に関する最新の知見を踏まえ、可能な限り最良の技術の導入を行い、より一層の環境影響の低減に努めること。また、事業の実施に当たっては、準備書に記載された環境保全措置を徹底するとともに、地域住民から環境の要望等があった場合は適切に対応すること。

2 個別的事項

(1) 大気質

事業計画地周辺では、光化学オキシダントの環境基準を達成していない地点（白岳小学校測定局）が存在する。施設の稼働に伴う排出ガスについて、準備書に記載された環境保全措置を徹底するとともに、排出ガス処理の今後の技術動向を注視しつつ、排出ガスにかかる自主基準値を満たし、低減できる技術の採用に努めること。

また、施設稼働後は、大気測定局での光化学オキシダントの測定結果及び環境監視調査結果を踏まえた適切な運転管理及び維持管理を徹底し、可能な限り最良の技術を導入するとともに、県からの排出量の削減要請に協力するなど大気汚染物質の排出量低減に努めること。

(2) 騒音

「施設の建設における資材等の運搬」及び「廃棄物の搬出入」に伴う騒音について、現況で主要道路においては環境基準を上回っているため、走行車両等の増加による影響を可能な限り回避・低減するよう努めること。

(3) 振動

「施設の建設における資材等の運搬」及び「廃棄物の搬出入」に伴う振動について、走行車両等の増加による影響を可能な限り回避・低減するよう努めること。

(4) 悪臭

施設稼働後は、適切な運転管理及び維持管理を徹底し、可能な限り最良の技術の導入を行い、悪臭の低減に努めること。

(5) 土壌汚染

旧ごみ処理施設の敷地から土壌汚染対策法の基準値を超える有害物質が検出されていることから、工事の実施に伴い、土壌汚染の拡散が生じることのないよう、土壌汚染の程度に応じた適切な措置を講じること。

(6) 景観

事業計画地は、呉市景観計画区域に該当することに留意し、建物の外観の形状、色彩や植樹等の環境保全措置を検討すること。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場

計画施設近隣の虹村公園や広公園へのアクセスルートが資材運搬車両等の走行ルートと重複すると想定されることに留意し、運行の平準化を図ること。

(8) 廃棄物等

工事中及び施設稼働時において発生する廃棄物について、種類ごとの発生量を把握し、発生量の抑制及びリサイクル等の再利用を検討すること。

(9) 温室効果ガス

施設稼働後は、環境監視調査結果を踏まえた適切な運転管理及び維持管理を徹底し、可能な限り最良の技術の導入を行い、温室効果ガスの排出量削減に努めること。